

## 平成30年第6回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月14日(木) 午前9時30分から10時43分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
11番 三浦 弘文 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 鳥谷部 甚一郎 君	14番 北村 勉 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 森田 英里子 君
17番 鳥谷部 孝雄 君	18番 三浦 房雄 君
19番 中川原 隆雄 君	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第6号 非農地通知の取り消しについて

第4 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第26号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第27号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君

7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から平成30年第6回総会を開会いたします。  
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。  
本日の総会の議事日程はお手元に配付してありますとおり、報告第6号の1件及び議案第24号から第27号までの4件です。  
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（竹洞）** 本日は、全委員出席しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。  
会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、10番 鈴木 幸雄 委員 及び  
16番 森田 英里子 委員  
をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂和浩事務局次長を指名いたします。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（赤坂）** [業務報告の朗読及び説明]

**会 長（岩井）** [業務報告の補足説明]

**議 長（岩井）** ただ今の報告について発言のある方は挙手をお願いします。

**議 長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは、以上で日程第2の業務報告

を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3の報告第6号「非農地通知の取り消しについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書1ページ報告第6号と参考資料の1ページをご覧ください。非農地通知の取り消しについてでございます。平成30年5月23日に土地所有者より電話がありまして、平成28年2月24日付で非農地通知を受けた土地を再生して畑として利用したいとの申出がありまして、平成30年6月6日の調査会で確認した結果、農地、畑に再生されておりまして、同日、農地台帳へ再登録しましたのでご報告します。場所は大字上市川字沼頭●●、1筆、●●平方メートルでございます。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**19番（中川原）** これは、非農地通知が行って2年ぐらい経ってから農地にするということで連絡があったということだと思います。けども、28年か27年か分かりませんが調査をして、意向を確かめて非農地扱いするという決定をしたと思います。そこで、いま疑問のあるのが、本人から意向調査をその時したかどうか。そこをお伺いします。ということは、見た関係上、A Bのランクを付けるよう毎年調査をしていますが、今後の問題もあると思います。農業委員会だけで、意向調査もしないで現実を見て非農地扱いするとなれば、こういうふうな問題が多々出る可能性もあるかと思います。それから、何らかの補助事業をやって再生する、農地に再生する事業もあるようございまして、そのようなときはどうなるのか。その辺も分かりましたらお知らせいただきたいと思います。以上。

**事務局（赤坂）** この土地は27年の農地パトロールのあと意向調査を行っております。その時には自ら耕作する意思はないという回答だったのですが、その後情勢が変わってこういう形になっていると思われまして。こういう案件はこれからも出てくる可能性があると思います。

それからこの土地は所有者自ら再生したものではなく、借受を希望する方がいて、その方が再生したと聞いております。以上です。

**19番（中川原）** 本人はおそらく27年の調査の時にはやる気がなくて農地以外にしましようということだったと思います。そうすれば、いま、再生をするということは大変いいことだと思うんです。ただ、非農地になるまで放置しないで、貸すのであれば農業委員会でも中間管理機構でも積極的に貸借の方法を見出した方が良かったんじゃないかと、私個人的には考えています。ただ、非農地証明が行きますと、普通であれば税務課の方にもお知らせをする。それから登記地目変更も遅滞なく行うのが当たり前の事務処理だと思うんですが、その辺は事務の確認として、いままで非農地にしたのも結構ございしますが、これがどのようになっているか調査したことはございしますか。

**事務局（赤坂）** 非農地通知をした土地については、昨年度、税務課からデータの提供を受けて全筆調査をしております。その結果は、地目変更をしていないものもかなりございました。

**19番（中川原）** 農地台帳からは抹消して、登記関係はそのまま、地目変更していないということですか。

**事務局（赤坂）** 所有者に非農地通知をする際に登記地目を変更するよう要請はしていますが、変更されていないものがかなりあります。それに対して指導というか、変更するようお願いするというようなことはしていませんでした。

**19番（中川原）** 農業委員会としては農地台帳から外して、耕作面積には入らないと。それで終わるわけですか。

**事務局（竹洞）** 事後調査をして地目変更がなされていないことが分かった段階で、再度、文書で地目変更のお願いをするというような対応を今後はとっていきたいと思います。

**19番（中川原）** よろしくお願ひします。

**5番（佐々木一）** 参考資料の3ページと4ページの写真を見てください。3ページの5月28日に撮影した方はきれいにロータリーがかかっていますが、4ページの6月7日撮影の方は荒れ放題の畑になっています。これはどういうことですか。

**事務局（赤坂）** 4 ページの方は畑の端の部分で、再生せずに抜根した木の根などを置いている場所です。再生の前後の状況を比較するために載せたものです。

**議長（岩井）** そのほかご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは、以上で報告第 6 号を終わります。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月担当調査委員は  
9 番 佐々木喜克 委員  
1 2 番 豊川敏雄 委員です。  
調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

**議長（岩井）** それでは、日程第 4 の議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（黒沢）** 議案書の 2 ページ議案第 24 号と参考資料の 5 ページをご覧ください。

今月の農地法第 3 条許可申請は 1 議案 5 件で、売買が 2 件、贈与が 3 件です。

別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではなく、ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。1 番の売買価格は 3 筆合計で●●●円、10 アール当たり●●●円、2 番の売買価格は 2 筆合計で●●●円、10 アール当たり●●●円です。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、佐々木喜克委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

**佐々木喜克調査委員** 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の 2 ページ議案第 24 号と参考資料の 5 ページをご覧ください。6 月 6 日に、岩井会長と豊川敏雄委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人が役員を務めていた会社の借入金の担保になっており、会社が倒産して返済できなくなったため、当該農地を売却してその返済に充てるものです。譲受人は以前、当該農地の一部を借り受けて耕作しており、買い受けたあとは長芋・ニンニクを作付けする予定です。

2 番は、譲受人の自作地に隣接している農地で、譲渡人は現在作付けしておらず、今後も耕作する見込みがないため売買するものです。譲受人は、ニンニク・つくね芋等を作付けする予定です。

3 番は、譲渡人が所有する農地を息子である譲受人に一括贈与するものです。譲受人は、従来どおり農業経営を続けるそうです。

4 番は、譲渡人が高齢になったため、所有する農地を息子の妻である譲受人に贈与するものです。譲受人は、従来どおり耕作するそうです。

5 番は、譲渡人が高齢になり後継者もいないため、義理の弟で自作地が隣接している譲受人に贈与するものです。譲受人は、野菜類を作付けするそうです。

以上です。

**議長（岩井）** ありがとうございます。  
ここで暫時休憩します。

(休憩)

**議長（岩井）** 休憩前に引き続き会議を開きます。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4 番（川崎）** 1 番の譲受人と後継者は別世帯になっているはずですが。

**事務局（竹洞）** 住民票では別世帯であっても、農地法上 2 親等内の親族は同一の世帯員等とされていますので、1 番の経営面積も一つの世帯とし

て一括した数値を記載しています。

**19番（中川原）** 1番は中間管理事業を利用できなかったのですか。

**事務局（竹洞）** 申請地が農振地域に入っていなかったので利用できませんでした。

**議長（岩井）** そのほかご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

農地調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

（調査委員指定席に戻る）

**議長（岩井）** 次に、議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第25号の1番については、高村國昭委員に関する事案であるため、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（高村國昭委員退席）

**議長（岩井）** 議案第25号の1番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の4ページ議案第25号をご覧ください。

1番の農地の所在は大字倉石中市字寺久保●●、地目は畑、面積は

●●平方メートル、5年間の使用貸借です。賃借料についてですが、町有地の賃借料は通常10アール当たり●●ですが、この農地は水はけが悪く、全体の30パーセントぐらいしか作付けができないということで、町担当課と借受人が協議し、賃借料も●●円の30パーセント、●●円に設定したそうです。以上です。

**議長（岩井）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決します。議案第25号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第25号の1番は原案のとおり決定しました。

ここで、高村國昭委員を入室・着席させてください。

（高村國昭委員入室・着席）

**議長（岩井）** 引き続き、議案第25号について事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** あらためて議案書の4ページ議案第25号をご覧ください。

五戸町長より平成30年5月25日付け五農林第92号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案29件です。合計面積は156,326平方メートルです。

〔計画内容の説明〕

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。



**17番（鳥谷部孝）** 中間管理機構へ貸し出すものについて、畦畔の草など管理が不十分なものについては、どこに苦情を言えばいいのか。中間管理機構に連絡すればいいのか。

**事務局（黒沢）** ここに挙げているものはすべて転貸というか借りる相手が決まっています。

**17番（鳥谷部孝）** 決まっているかもしれないがここには出ていない。いままでも法人に対して管理が不十分だという不満が出ていたので、こういう場合どこに連絡すればいいのか。

**8番（竹原）** 管理機構を通して借りた人の名前はこの場で公表できないのか。

**事務局（黒沢）** いま集積計画を決定して、1か月か2か月後には県から配分計画が来ますので、その時にお知らせすることはできます。

**議長（岩井）** ただ今の質問に対して、事務局よろしいですか。ちゃんと報告してください。そのほか御質問・御意見ございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** 次に、議案第26号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の15ページ議案第26号と参考資料の19ページをご覧ください。

「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」でございます。今年 2 月以降、農地所有者の家族より申出がありまして、平成 30 年 6 月 6 日の調査会で確認した結果、「農地法の運用について」第 4 の (4) に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない、非農地としての決定を求めるものでございます。

今回は 4 筆、合計●●●平米でございます。以上です。

**議 長（岩井）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

**議 長（岩井）** それでは採決します。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**議 長（岩井）** 議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 26 号は原案のとおり決定しました。

**議 長（岩井）** 次に、議案第 27 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の 16 ページ議案第 27 号をご覧ください。

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」でございます。

[議案の朗読・説明]

**議 長（岩井）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8 番（竹原）** 23 ページの 3 番で農地所有適格法人からの報告の関係の説明

がありましたけれども、この報告書はどの辺まで行くのか。県とか、国まで行くのか。

**事務局（赤坂）** 町で報告書を受けて、その内容を集計したものを県に報告しています。県から国にも報告は行っていると思いますけれども。

**8 番（竹原）** ここに出ている法人数は町全体のものだと思うが、倉石地区にはいくつあるのか。

**事務局（竹洞）** 3 法人です。

**15 番（柏田）** 23 ページの農地台帳の整備対象面積が 5,110 ヘクタールで、17 ページの農地台帳面積が 5,094 ヘクタールとなっているが、この違いは何か。

**事務局（赤坂）** 整備対象面積は平成 29 年 4 月 1 日現在の数値で、農地台帳面積は平成 30 年 3 月末現在となっており、集計の基準日が異なることによって違いが出たものです。

**議 長（岩井）** よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは採決します。議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり決定しました。

**議 長（岩井）** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、五戸町農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年6月14日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員